

大和市告示第45号

大和市全国県人会連合会補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市全国県人会連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるコミュニティ活動の一つである県人会活動の振興を図るために設立された大和市全国県人会連合会（以下「連合会」という。）に対して補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業は、県人会活動の振興を図るために連合会が行う事業（大和市深見西一丁目2番17号の庁舎の利用に係る費用を含む。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、5,000円に次条の規定による申請書提出時点における連合会に所属する県人会の数を乗じて得た額以内で、当該年度の予算の範囲内において市長が必要と認めた額とする。

(補助金の申請)

第4条 連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、当該年度開始後速やかに、規則第4条に規定する書類その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 規則第10条の規定による実績報告は、当該補助事業の完了後、速やかに行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。